

令和2年度 第2回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2020年（令和2年）7月20日（月）9：30～11：30

会 場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1・5-2会議室

出席者：高山代表，澤野副代表，齊藤委員，種田委員，都築委員，
富澤委員，西村委員，向井委員，伏見委員，大澤委員，前田委員

計11名

事務局：池田福祉健康部長

福祉健康総務課（矢内，小泉）

福祉事務所長兼生活援護課長（井出）

地域包括ケアシステム推進室（玉井，佐藤）

福祉医療給付課（山之内，岸田）

子ども家庭課（大庭，安田）

障がい福祉課（須藤，松野，加藤，相澤，鎌田，勝木，竹原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計18名

欠席者：林委員

傍聴者：3名

1. 開会

(1) 開会挨拶。（事務局：須藤参事）

(2) 部長挨拶。（事務局：池田部長）

皆様にお世話になり，誠にありがとうございました。引き続き，一緒にいろいろ取り組んでいきたいと思っておりますので，よろしく願いいたします。本日は第2回の会議ということになりますけれども，第1回目が紙ベースの書面会議ということで，実際に皆様とお会いするのは，1月の14日以来ということになります。改めまして，今回から前田委員にもご参加いただきまして，活発なご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

さて，冒頭新型コロナウイルス関連の話をさせていただきます。藤沢市でも新型コロナウイルスの患者は5月の中旬までは，継続して出ていて，その後1か月程度，患者の発生が無かったのですが，また6月になってから徐々に増えつつあります。昨日も3例発表させていただきました。全部で81例ということになっております。軽症の方が多いですが，軽症の方が入る施設がそろそろいっぱいになってきておりますので，やはり皆さんも感染には十分注意していただき，本当に人と人との距離であるとか，その辺を十分注意していただきたいなというように思っております。

そのような中，地域共生社会を実現するという一括法が成立しまして，社会福祉

法はじめ、来年の4月から変わる部分がございます。今回のコロナの関係で本当にこの福祉全般に、支え合いであるとかそういったところが非常に大きな影響を受けてしまいました。コロナの前に戻るのは難しいかもしれませんが、コロナを契機といたしまして、今までの課題を全部合わせて考えて、今まで以上に良い障がい福祉、藤沢市の福祉を増進していきたいと思っておりますので、また皆様にもこの会議で忌憚のない活発なご意見交換をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員・事務局自己紹介

2. 前回の議事録確認（事務局：須藤参事）

修正意見なしのため確定。

- ・事務局から資料について説明。（事務局：勝木主任）

3. 議事

(1) 『『きりり ふじさわ』中間見直し』モニタリング指標及び令和元年度実績について

- ・事務局から資料1-1及び資料1-2について説明。（事務局：鎌田主査）

【説明要点】

資料1-1については、現行計画189事業の令和元年度実績です。

資料1-2について特筆すべきところは、3ページの福祉サービスの計画見込み量と実績について、訪問系のサービス、福祉型短期入所、医療型短期入所の部分です。新型コロナウイルスの発生を受けて全体的にヘルパーサービスや短期入所の利用が控えられたという状況があり、実績が落ち込んでいるということが言えます。

相談支援に関しては、当初の見込みが追い付いていない状況です。研修を受けていただいているという状況がございますが、なかなか事業所の中で人を増やしていただくことや、新規で事業所を立ち上げていただくということには至っていない状況があり、実績は伸びていない状況です。

その先の5、6ページのところで、移動支援の部分も若干目標より落ちているところがあり、先ほど居宅と同じような理由で伸び悩んでいるという状況がございます。

【質疑応答及び意見】

- ・意見（齋藤委員）

実績が予定よりも下回っているところについて、コロナの影響を顕著に受けやすい事業とそうでないもの、他の要因で下がっているもの、その辺の分析をもう少し細かくしていただきたい。原因がわからないと対策が打てません。次期計画の計画値を達成するため、次のアクションの方向性を決めるために大変重要なので、そういう意味でのデータ分析をしていただければと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

補足です。訪問系サービスの居宅介護を含めたヘルパーサービスの部分では、コロナの影響がありますが、ここ何年もの間、新しくヘルパーになっていただく方々が非常に少なく、養成がうまくいっていない部分と、今、務めていただいている方も、どんどん年数を重ねてお年を召してきている傾向があり、1日に働ける時間数が減ってきているという状況がございます。これらの状況も含めて居宅を中心としたところは数字が伸び悩んでいる傾向です。

就労系のサービスについては、代替の手段を用いてサービス提供を継続できたため、通所系のサービスにつきましては、数字は目立って落ちていないという状況になっています。

・質問（種田委員）

就労継続は順調に数字が伸びているようですが、障がい別に、就職する方が定着しているのか、その辺が気になります。分かる範囲で教えていただきたい。

・回答（事務局：鎌田主査）

就労継続については、障がい別でどのような方々がどのような割合で利用しているのかという数字をこの場を出していないので、持ち帰らせていただいて、ご提示できるようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

・質問（富澤委員）

資料1-2の1ページ、施設入所者数に関する数値について確認です。目標値のCが0になっているのは、あくまで入所施設の入所者の数自体は特に減らさずに、ということを見込んでいるということによろしいか、ということと、Dの地域生活移行者数23人、9.1%となっておりますが、その下段の表でこの間の移行者数というのは3年で3人、1人、9人、というような数値から今年度23人というような数値になっており、こういった形を見込んでの数値なのかお教えいただければと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

目標値Cについては、AからBを引くという単純計算ではありません。入所施設

から地域移行をした場合、入所施設に空きが生じます。地域でお困りの方は、空いたところに入っていくという状況がございます。その点を見込みCの欄のところは±0という状況になっております。目標値のところについては、当初、全体として今年度末までには23人という目標を立てておりますが、現段階で10人程足りません。今年度中に10人をなんとか地域移行という形で進めていかなければなりません。実際に入所施設から地域移行をしていくという状況の中で、これまでも地域生活の中で何が必要なのかということは検討してきた状況があります。地域での障がいの理解促進や、必要なハード、それを支えるソフトの面も含めて、次期の計画をしっかりと練り上げていかなければいけないと考えております。

・意見（都築委員）

事業番号36番。発達障がいのある人への支援体制の充実のところはぜひお願いしたく、自閉症児・者親の会で要望書を作成し提出いたします。前回、聞き取り調査の結果報告が配付されましたが、発達障がい・強度行動障がいに関する項目が多数ありました。障がい特性上、本人の困り感を把握しづらく、保護者、支援者も困難を抱えており、支援方法を確立する必要があります。

またそこには、発達障がいの方々の苦しみや困難が多数あるということです。

ぜひ、発達障がいの協議の場をさらに進めていただいて、発達障がい者の自立と社会参加に必要な支援につながる協議会にしてほしいです。さらに検討していく次年度の取り組みについて、はっきりとこうしていくと目的を意識した表現にしていただけないでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

準備会の後を受けての会議については、今年度、発達障がいの専門相談支援を実施しているリートと、障がい福祉課が共同して事務局として後継の会議を行う予定です。その中では、支援者の方々も困っているという状況もございましたので、リートのノウハウをいかにして地域に伝えていけるのかというようなことも内容として盛り込むつもりです。

また、次年度の取り組みについて、本来であれば昨年度末に会議を開き、年度のまとめと次年度の方向性を打ち出しておくべきでしたが、それができませんでした。今年度進める会議では、目的をはっきりさせ、今年度の方向性を打ち出し、その内容を次回以降提示できればと思います。

・意見（向井委員）

1-1の15ページ、79番。精神障がい者家族教室について数字が出ていますけれども、精神障がい者の人数からいうと非常に少ない。こんな数字ではもったいないという気がします。

ここで要望です。この家族教室というものが、通院する、入院するということが前提になっています。お薬を飲んで通院し治す。ところが、統合失調症はまだ原因が究明されておりませんので、薬を飲んでも治らないです。5年、10年、20年と入院が長引いている人が多いわけですが、お薬を飲むのではなく、入院するのではなく、治していく方法が今世界に広がりつつあります。日本でも関係者の間でブームのようになっておりますが、それは、オープンダイアログという手法です。これは、病院が自宅で当事者が暴れて大変だとなると、24時間以内に自宅に訪問して対応してくれる。こういう施策が日本には無いです。ぜひこういうものを次年度取り入れていただければと思います。オープンダイアログというのは、当事者を含めて家族、親戚、ホームドクター、そういう人たちが集まって話し合いをする、それを5回、10回くらい続けると症状が治まる。薬を極力飲ませない、入院をさせないという非常に画期的な手法なのでぜひ行政のほうでもお願いしたい。私ども藤沢ひまわり会の上部団体にNPO法人じんかれんというのがあり、今年度オープンダイアログの研修会は年間3回ありますので、ぜひご参加いただきたいと思います。

・質問（種田委員）

2点、意見を述べさせていただきたいのと、進捗状況をお尋ねしたいと思います。モニタリングシート13ページの66番。17ページの89番。太陽の家の体育館が藤沢市の障がい者のスポーツ施設ということで、私、もう20年近くになりますが利用させていただいて、健康につながり元気に生活している状況ですが、去年は太陽の家の駐車場のことで、合理的配慮がいただけない状況がありました。今回新型コロナウイルスの関係で太陽の家の体育館の休館がまだ続いております。他市の市町村では、福祉センターの体育館は、緊急事態宣言が解除され、6月から利用できている所が多いですが、藤沢市では8月末まで使えない状況が続くと聞いております。

そんな中、私、太陽の家の永井所長にご相談に行きまして、どういう状況かお話をさせていただいたところ、私も本当に緊急事態宣言で家に引きこもっておりましたので、体力も筋力も心も落ちてしまって、やはりこういう状況はよくないというのは、本当にしみじみと体で分かりました。そんな中ご相談させていただいて、やはり所長さんとしては、学園の事業、福祉事業のほうを重視していらっしゃるんですね。やはり来ていらっしゃる方、藤の実、しいの実両学園の方と保護者の方の保護、それに加えて事業を継続なさっている状況ですけど、体育館については、不特定多数の者、障がい者も利用するけれども、不特定多数の者が利用するので、そこは、学園に感染が及ぶみたいなことを言われてしまい、本当に福祉事業とスポーツの場を、今年再整備を考えられる上で、切り離して経営していただけたら私は嬉しいなと思います。福祉事業も大事だと思いますが、スポーツの場もやはり大切に、こう活動できない状況が続きますと、苦しいと思います。

もう1点は、藤沢市の行財政改革の4事業ですね。障がいの4事業。介護手当と福祉手当と医療費助成とタクシー助成。こちらのほうは、もう来年度ですね、令和3年から変わると聞いておりますが、今どういう状況なのか、今わかる範囲で教えていただきたいと思います。

・回答（事務局：加藤補佐）

モニタリングシートの記載事項のところから関連する、太陽の家の部分のところについてお話いたします。先ほど、種田委員が太陽の家の施設長とお話の場を設けられたといったところ、時を同じくして私どもも今年度の体育施設の利活用について、太陽の家側といかに利用を再開できるか、といったところについて、協議をし始めたところですが、まず前提としては、先週より以前の時に協議をしたところですが、8月末までの、人数が特定されないような事業等については、体育館の利用を中止しているところですが、一方で、委員が仰いますように、障がい者の方のスポーツをする場といったところの重要性というのも指定管理者側も強く認識をしているところがございます。市の考え方としてもいかに障がいの方が安全にスポーツができる環境が整えられるかといったものを模索する中で、スペースの貸出の再開に向けた協議を行っているところですので、詳細が確定しましたら、ホームページ等々、また、登録団体の皆様にも周知をさせていただき予定でございます。このコロナ対応に関して、のみならずでございますが、委員ご指摘のように、太陽の家という大きな敷地を考えたとき、やはり、1つの障がい者の方の通われる事業所というのではなく、また、体育施設というものではなく、幅広い利用者が利用される施設という認識を持っておりまして、そのどなたの利用も重要ではあるところですが、今回の感染症の対応といったところで予期せぬ恐怖の部分もございまして、より慎重な対応を取らざるを得なかった状況がございます。ただ、今後Withコロナの対応といったところで、継続して安全に運営をしていくことも考えておりますので、引き続きどうぞご助言等をお願いいたします。

・回答（事務局：松野主幹）

2つ目の見直し検討事業の4事業につきましてご説明させていただきます。本事業につきまして、4つの事業の見直しについて、昨年度、本協議会及び総合支援協議会、各団体の皆様からも様々なご意見をいただいております。こちらのご意見を踏まえたうえで、本年度も引き続き検討をさせていただきたいと考えております。こちらにつきましては、本市の障がい施策全体の中で総合的に考えていきたいと思っておりますので、引き続きご意見をいただきたいと思っております。

前回、実施時期につきましては、令和3年という形でお示しした資料を皆様にお配りしているかと思っております。実施時期につきましては、今後コロナの影響も踏まえて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 次期計画策定進捗状況について

- ・事務局から資料2-1から2-4について説明。(事務局：鎌田主査)

【説明要点】

資料2-1については、今現在の次期計画策定の進捗状況を示しております。

皆様にご協力いただきました、当事者・保護者向けのアンケートが完成して、完成品という意味で資料2-2, 2-3を付けさせていただきました。こちらのアンケートにつきましては、7月3日から今月27日までがアンケートの期間となっております。当事者1250人、保護者向け18歳未満の方向けに250人ということで1500という数を配布いたしました。

今既にアンケートの結果や、これまでの団体の方々にもご協力いただいた聞き取りの結果を含めて、アンケート結果の分析と骨子・素案の作成をし、リンクをさせるような形で作業をしております。来月、さらに皆様からもご意見をいただき、計画骨子につきましては、我々のほうで提示させていただいたものについてご意見をいただければと考えております。それから9月、皆様からいただいた骨子への意見を含めて素案をご提示させていただきたいと考えておまして、次に11月、第5回の委員会の時までには計画案という形で、ご提示させていただきます。11月から12月にかけてはパブリックコメントを実施しながら議会にも中間報告をしていくという流れを考えております。

続きまして、資料2-4については、国が出している基本指針、今回の次期計画についての基本指針の見直しのことが書かれています。裏面には、厚労省が全部でポイントを9つに絞っています。

まず、国が考えているのは、1つ目、地域における生活の維持、継続の推進ということで、地域生活支援拠点等の機能の充実、日中サービス支援型のグループホームを踏まえた地域移行の検討など。

2つ目として、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム。これは、現計画の中でも盛り込まれており、そこをさらに充実をさせていくというところです。

3つ目、福祉施設から一般就労への移行等というところで、工賃、賃料等への取り組みを一層促進させるということや、就労定着支援の利用促進を図るなど、そういったこともありますし、農福連携のことがここでは触れられています。

4つ目、地域共生社会の実現に向けた取り組みのところで、相談支援や地域社会への参加支援、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援ということを実施する包括支援体制についてということで、その姿勢や理念なども織り込んでいくということと、5つ目、発達障がい者等の支援の一層の充実ということで、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど家族等に対する支援体制の充実を図り、早期かつ正確に診断、診断等を専門的に行うことができるような医

療機関等を確保する重要性を盛り込んでいくこともございます。

6つ目、障がい児通所施設等の地域支援体制の整備については、難聴障がい児の支援体制のことが触れられていたり、18歳以降の入所施設に入っている方々の支援の在り方を検討したりということも盛り込まれております。7つ目として、障がい者による文化芸術活動の推進。

8つ目は、障がいサービスの質の向上というところで、福祉人材の確保などが求められています。国としては、プラスして相談支援体制の充実強化の部分なども併せて基本指針の見直しを行っており、藤沢市としても念頭に置いて計画に盛り込みながらかつて行われた団体、サービス提供事業所への聞き取り、今行われているアンケートなどもまとめたうえで藤沢市オリジナルの部分を含めて全体的に計画を策定しているという流れになります。

そういった意味で当然アンケートの結果はお出しできていないので、全体的なご意見を、ということはなかなか難しいと思いますが、この先、国の考え方があるということ念頭にいただきまして、ご意見をいただけるとありがたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【質疑応答及び意見】

・意見（富澤委員）

今ご説明いただいたアンケートについて、先日私が勤めるグループホームの入居者の方も1名対象として送られてきました。やはり、その方が「何これ？」という話とか、「市が出しているこういうもので、ご自身で回答していただくものなので、わかるところだけでもいいから。」ということでお話はしたのですけれども、やはり「わからない。」で結局、ご自宅でお母さんに持ち帰って、ほぼお母さんに書いていただいて、それでもわからないところを「じゃあ職員さんに聞いて書いて」と言われてまた持ってこられてしまったりとか。どうしても知的レベルのところそういった方もいらっしゃるということを実際の自分のもとでそういう状況がありました。かみ砕いて丁寧に作っていただいているものだとは認識はしていたのですけれども、やはりまだ知的の方にとっては、内容にハードルが高い部分があったというのをつい先日感じたところがありましたので、感想というか、一応お伝えをしました。

・質問（種田委員）

保護者の方に対するアンケートですが、障がい者の18歳未満の方の保護者の方になっています。18歳以上の方の保護者の方には意見を聞かなくても今回は大丈夫でしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

今回のアンケートに関しましては、18歳以上の方、いわゆる大人のサービスを

使うという形で、ご本人の意思決定の部分も含めまして、当事者向けとしてアンケートは配布をさせていただいております。当然、先ほどの富澤委員のお話ではないですけれども、なかなか理解が難しいという状況の方々もいらっしゃいますので、原則ご本人にお答えいただくとよいと考えながら作ってはおりますが、お手伝いをしていただくような部分が出てくるかもしれないということは想定はしながらアンケートを作りました。ただ、18歳以上の方々の保護者の方々の考えをそのまま受けようという発想はあまり事務局としては多くは持ってはいないのが正直なところではあります。

・意見（伏見委員）

18歳以上の方のほうの12ページ、問36です。あなたの心配、悩みや困りごとの相談先はどこですか。というのは、その相談先でabcがありますが、例えば私も言えばいろんな相談を受けますので、おそらく、相手にしてみれば、解決した案件もあれば解決しなかった案件もあると思います。それぞれ1つまで丸となっているのですが、これは記載しづらいし、結果が正確に出るのか疑問です。解決したと言っていたら事業所としてはありがたいのですが、すごく言いにくいのではないかと考えています。ここの分析には関心を持っています。

・回答（事務局：鎌田主査）

伏見委員も仰るように、「高割合で解決しているけれども、できなかったこともある。」という状況だと、aを選んだほうがいいのか、cを選んだほうがいいのかという状況があるのかとは思っています。ここは、選択肢の設け方も含めて悩んだところですが、ご本人の感覚的なところを優先してお答えいただくように、このまま設問として残しました。

・回答（事務局：加藤補佐）

補足です。先ほど、1つ前の種田委員からのご質問にもつながることかと思いますが、今年度実施をしたアンケートとしましては、18歳以上の障がい者の方々のお話を頂戴したいということ。また、障がい児の保護者の方の目線のアンケートの結果を聴取したいということで、今回、表現等も含めて考えた上ではありますが、アンケートを実施しているところがございます。一方、大人の方、障がい者の方のご家族の方のご意見というのも、大変施策を考える上で重要なことと認識をしております。そういった部分につきましては、昨年度実施しました、当事者もしくは家族団体からの聞き取り調査の内容ですとか、もしくは、普段私共の窓口対応において、いろいろ頂戴している意見もございます。また、例えばこの相談支援事業について言えば、その窓口でもいろいろなご意見をいただいているところがございますので、ことさら、このアンケートだけの結果をもとにこの施策が良いとか悪いとかいう、

このアンケートだけを聴取することなく、いろいろな局面で頂戴したご意見を踏まえて計画の検討をしていければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(3) 今後の障がい者相談支援体制について

- ・事務局から資料3について説明。(事務局：鎌田主査)

【説明要点】

まず、昨年度から委託相談支援事業所を含めた相談支援体制のことにつきまして、今年度事業所を1か所増やし、新たに地域展開をしていきたいということを言い続けてきましたが、新型コロナの影響もございまして、なかなかそういったところに我々としても手が回しきれず、今年度委託の相談支援事業所を1か所増やして地域展開をそのまま4か所でスタートさせるという状況が難しくなってしまいました。ここにつきましては申し訳ございません。

ただ、障がいのある方々の地域生活を支えていくということや、障がいのことについて地域の方々にも理解をしていただいて、共同して生活をしていくという状況を考えると、やはり、相談が地域展開していくことは、非常に大事なことだということは、我々としては考え方は変えずにいます。来年度当初から地域展開を進めていくために動いていくよう考えておりまして、そのための今年度のスケジュールを記載したものが資料3になります。

ここのスケジュールの中で下2つです。一番下の基幹相談支援センターや、委託専門相談支援センター(仮称)となっておりますけれども、重症心身障がい、発達障がい、高次脳機能障がいにつきましては、今年度同様、来年度も地域、藤沢市全体をカバーするようなスタイルで専門の相談という位置付けで事業をそのまま進めていけるといいなと考えております。それ以外の部分で、仮称で委託総合相談支援センターということで名前を付けさせていただいておりますが、まず、一番上のところですが、西南部に1か所新規で開設をしていきたいと考えておりまして、場所は辻堂の市民センターを予定しております。ただ、辻堂の市民センターにつきましては、今、改築・改修を行っているというところで、建物の完成が7月から8月の夏の時期にかけてなので、7月の開設を目指していくというところで考えております。こちらの事業所につきましては、当然、議会にも考え方を報告しますが、今年度末、また昨年度と同じような繰り返しになってしまいますが、予算が絡むことではありますけれども、まずはプロポーザルをきちんと年明けてから進めていって、2月の下旬から3月の中旬、公募の受付等を行って、3月の中旬に選定結果というものをを出していきたいと。年度明けてから開設準備のために6月頃から動いていただいて、実際7月にオープンさせていきたいと考えております。

それ以外について、場所としては3か所想定しておりまして、1つ目は北部障が

い者地域相談支援センターとして湘南台文化センター。2つ目が中部障がい者地域相談支援センターとして善行市民センター。東南部障がい者地域相談支援センターということでFプレースを考えております。こちらにつきましては、現在委託をさせていただいている、かわうそさん、おあしすさん、ふらっとさんにそのままやっていただければと考えております。湘南台文化センターとFプレースに関しましては場所を移ることがないので、そのまま事業を継続して、新しいスタイル考え方のもとにスタートを4月1日からできるといいなと考えております。中部につきましては、今ふらっとさんは湘南ゆうき村の建物の中で事業を展開していただいておりますので、善行の市民センターに移っていただくための準備を今年度行っていきます。ついでに、3月に引っ越しのための準備をして、実際に4月1日から善行の市民センターで新たにスタートさせていきたいと考えております。相談支援体制につきましては、事務局からは以上になります。

【質疑応答及び意見】

・意見（澤野副代表）

事業所の立場からすると、普段通所されている方の在宅の状態をどうするかというのはもちろんありますけれど、消毒から何から、本当に目の前の作業に追われちゃって、正直、次にどういうふう展開していったらいいか見えてこないという部分があります。そういった中で考えると、計画相談なんかもそうですが、在宅のほう。そういった方の存在。連携をうまく図れないかなと思う場面がしばしばありました。そういった意味では大変な時期ではありますが、ぜひ相談員の人員を増やしていただいて、こういった時の対応をきちんとできるような体制に繋がっていただければと思います。

・意見（齋藤委員）

本来であれば今年度中後半に開設という予定が伸びてしまったということですが、延びるとしても辻堂の開設を待つという必要があるのかという疑問があります。

どこの事業所で受けるとしても人を配置するとなると、1回1回専門性が高い人材を配置する必要があり、できればタイミングとしては4月に準備をする形にしないとの事業所もかなり厳しいです。この形でいうと、仮にやるつもりで人を採ってしまったら2か月間人件費が出ます。大きい組織であれば人員の配置転換できますが、それほど大きい組織ではないと思いますし、そこら辺のところを配慮していただきたい。

これだけ地域包括ケアシステムが連動していくという話がありながら、実際にはぜんぜん連動している感じがしないというところ、障がい福祉課の動きとして疑問があります。

・回答（事務局：鎌田主査）

今現在、このスケジュールは、先ほど齋藤委員が仰られたように、4月の開設に向けてのスケジュールを組んでおります。ただ、受託者としての状況を想像したときに、委託期間等のことも含めて、再考したほうがよい部分がありますので、検討してまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

・意見（齋藤委員）

既存の3事業所については継続してというお話がありましたけれども、今までの仕様書と中身が変わる部分がありますよね。その辺の擦り合わせはどうなっているのでしょうか。

・回答（事務局：鎌田主査）

擦り合わせそのものは、まだ細かくはできておりません。今現在、委託仕様書上の変更点はざっくりと骨の部分が出来上がっている状況で、それをもとに、今度は今関わっていただいている方との意見交換をしていかなければならないと考えています。4月に向けて今度は何が必要になってくるのかという考えも含めて、用意していくものを整理していかなければいけないと考えています。

・意見（齋藤委員）

今、委託の職員は兼務が可能なのでかなりのケースを持っています。

その件数を誰が担当するのか。事業所の都合で計画に影響が出てしまいます。どこまで増やすのが適正なのかという議論も必要かもしれませんが、もし全員につけると莫大なお金がかかります。ただ、本当に全員付けるべきなのか、つけないとしたら浮いたお金をどこに使うか、役所のタイミングだけで動くのではなく、柔軟に検討してほしいです。

・回答（事務局：鎌田主査）

確かに藤沢市は、大人のほうでも未だにセルフプラン率の割合が60%という高い割合です。このことについて、市としても重く受け止めておりまして、齋藤委員は協議会のほうも出られているのでご存じかと思いますが、年間の予定の中でも計画相談のことについては通年議題として今年度取り扱いますので、また、これまでの経験とお知恵をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

・質問（伏見委員）

抽象的な質問になるかもしれませんが、12月で4地域展開についてと中部地域の善行市民センターへの移設準備のための補正予算案上程というふうになっていて、今は障がい福祉課で想定している議会での争点やプレゼンをする上での推しは

どこでしょうか。逆に言うとウィークポイントはどこですか。

・回答（事務局：加藤補佐）

ウィークポイントというか、まずこちらの資料にお示しをした、12月におきまして、私ども障がい福祉部門の相談支援体制の在り方、考え方の4地区展開について、というところを議会に報告させていただきたいというのがまず1点です。こちらにつきましても、これまで現行の計画の策定時にいただいた、相談に関する支援ニーズですとか、これまで計画検討委員会の皆様、また、総合支援協議会の皆様、関連した部会の皆様からいただいたご意見を踏まえた4地区展開、また、その今年度、来年度の施行に向けた改正社会福祉法における重層的な支援体制の整備していくといった基本的な考え方をまずこの場で議会にご報告したいと考えております。つきましても、その展開をしていく中で、次年度、移設等の経費などが発生することについて、12月の議会のお話をしていきたいと考えております。ですので、今伏見委員が仰ったウィークポイントというか、どういったところを気にされていらっしゃるか、今一度ご確認させていただけますか。

・質問（伏見委員）

議会のやり取りを傍聴したことがないので、存じ上げてなくて大変申し訳ないのですが、出せば通るのでしょうか。

・回答（事務局：加藤補佐）

まず、私どもが考えていることに特化してお話しますと、本事業といったのは単年度で終わるお話では当然ございませんので、次年度以降の私どもの事業に関する部分であるというのが重要なところだと思います。この考え方、方向性について、まず議会に報告をしないといけない。その方向性に向けて、本年度中にやる部分のお話と、来年度に向けての事業展開、予算の話といったのを順番に考えていかないといけないところでございまして、まずは12月で基本的な考え方を議会の皆様にご説明、お諮りをし、そこにご了承いただいた上で、そここのところで年度末の作業に向けた予算的な要求をしていく。併せて来年度の予算に向けた調整といったのを後半のところに向けて、議会の場において、年度末の委員会のところでお諮りをしていくという形です。

・回答（事務局：須藤参事）

補足です。この障がいの関係の総合相談の事業ですけれども、今、市のほうでも障がい福祉の重点事業ということで位置付けておりまして、総合指針の2020にもこの部分は位置付けております。これは最優先でしっかり取り組んでいかなければならないものだと思っています。まずは、この考え方を12月の議会の中で委員会

報告という形でさせていただきまして、その委員会報告の後の日程で補正予算の委員会が開催されます。まず、今年度補正予算で確保しなければならない部分、準備に関わる費用などをそこで上げさせていただいて、ご承認をいただくと次の準備に入っていけると。また、今回の方向性が確認をとれましたら、その部分に必要な来年度予算、この部分も必要な予算を令和3年度予算という形で市議会にかけさせていただいて、ご承認をいただいで事業を進めていきたいと考えております。スケジュール感につきましては、昨年度お話をしていた部分と少しずれてしまって申し訳ないのですが、非常に重要な事業と我々は考えておりますので、またしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・質問（種田委員）

障がい者の相談支援は本当に地域で大切だと思います。私は地域で民生委員をしておりますが、やはり高齢者がいらして、同じご家族に障がいがあるのではと思われる方がいらして、その辺でいろいろ大変な状況になっているお宅というのが見えてきたりします。地域包括ケアのほうだと思いますが、各市民センターに地域ごとに障がい者の相談支援センターができるのは嬉しいのですが、そういうのが無い地域もあります。他の市民センター、公民館の地域ですと、障がい者の相談支援というのをどう持っていけばいいか、今地域包括ケアを進めていらっしゃるところで、この先、障がい者にも地域でさっと対応できるようなシステム作りとかは考えていらっしゃるのでしょうか。

・回答（事務局：加藤補佐）

まず、物理的な総合相談の窓口として、先ほどご説明をした4か所の市民センターないしは公民館の場所のところで窓口を設けるといったご説明をしました。おそらく平成30年度のところで初めて計画検討委員会また、総合支援協議会のところでこういった基本的な考え方をお示ししてご説明をさせていただいたところだと思いますが、物理的な場所はこの4地区でございますが、それぞれの4か所のところが、それぞれ藤沢の地域を所管するという、地域を受け持つというのが基本的な考え方でございます。場所がその場所になったとはいえ、そこ以外の市民センターのところも、出張窓口であったり、そのところは、各市民センター等の全体の13地区のところと密な連携を図っていく中で、先ほどの事例で言えば、高齢者の方のご相談から導入が入った障がいに関するご相談についても、これらの地域を所管する窓口が対応していくといったものをまず念頭に置いております。ですので、物理的な相談支援センターがない場所も含めて対応するというのが基本的な考え方でございます。ただ当然、地域の人口であったり障がい者の方の人数であったりということ踏まえて、4地区分割といったのを考えたところでございますが、それこそ展開していく中で相談のニーズ、物理的な地域の課題等が掘り出されてきたときに

は、当然そこもフォローしていくような体制を整えていかなければいけないと考えております。

・回答（事務局：玉井室長）

先ほど齋藤委員のほうから、包括の連携がなっていないんじゃないかということがございましたけれども、これにつきましては、今後、重層的支援体制整備ということで、社会福祉法等の一部改正という中で、重層的な支援体制整備の充実ということが図られていかなければならないので、本市としても、当然障がい・高齢等々と連携を図っていくということは重点に置いていくということでございます。

次に種田委員のほうから高齢・障がいというようなことで。これにつきましても、連携を図っていかなければいけないけれども、連携、連携と言っても、ただ単に何かをしてるってということではなくより、もう少し、先ほど出ている、アウトリーチ型支援というのを進めていきたいと思っています。来年度組織改正もございますので、その辺はどういう形になるかわかりませんが、地域においてもアウトリーチができていけるような職員体制の配置も考えていきたいと思っています。頼りになる拠点というような形でいわれているところとの調整というものがでてくると思っています。あとはコミュニティソーシャルワーカーという方も社会福祉協議会に委託しておりますので、この辺との連携を図りながら相談支援体制の充実を図っていく。またサービス提供の充実を図っていくというようなことで考えているところでございますので、いずれにいたしましても、高齢・障がいの区別ない対応、体制を図っていききたい。以上でございます。

（４）その他

- ・特別定額給付金について事務局から説明。（特別定額給付金担当：小泉主幹）
- ・今後の日程について事務局から説明。（事務局：鎌田主査）
- ・情報提供資料について委員から説明。（都築委員）

【説明要点】

- ・特別定額給付金について

この度は特別定額給付金、10万円の給付金についてのご願いという形になります。チラシを用意させていただきました。まず、特別定額給付金の今の申請受付状況ですが、支給対象世帯市内約20万2000世帯ございます。そのうちの約19万3100世帯の方からご申請をいただいております。申請率は現在約95.6%という形になっております。次に給付の状況ですが、明日21日と明後日22日までで振り込み予定させていただいているのですが、ご申請に対しまして、約98%振り込みが完了する予定となっております。ただ、実際といたしまして、約8900世帯未申請という形が残っております。

今後の予定といたしましては、7月30日に個別の未申請の方々に対しまして、ご申請はお済でしょうかというご通知をお出しさせていただくと、このような各種会議等でご連絡させていただいたり、あとは地域情報誌、広報等で掲載。いろんな手段を講じまして、申請者の方々へ周知を図っていきたくと考えております。

つきましては、今日ご出席いただきました委員の皆様、申請がお済みでないというお声を聴きましたら、ご申請・ご周知につきまして、ご協力をお願いしたいと考えております。例といたしまして、お独りのご世帯であるとか、ご自宅から出ることができないとか、それで申請がちょっとできませんよというようなお話がありましたら、お日にちと時間等調整を取らせていただきまして、こちらのほうからお伺いさせていただいて、申請をお受けするという事も今現在始めております。そういうお声を聴きましたら、そういうようにご周知をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

・今後の会議日程について

次回以降の日程について、改めまして口頭になりますがお伝えさせていただきます。次回につきましては、8月24日(月)場所と時間は本日と一緒になります。9月に関しましては、9月29日(火)時間と場所は本日と同じ9時30分から11時30分で5-1, 5-2会議室を使います。第5回11月が、11月30日(月)こちらも9時30分から11時30分で5-1, 5-2会議室です。最後6回目は、1月12日(火)こちらも時間と場所は同じで9時30分から11時30分で、5-1, 5-2会議室となっております。

(事務局：須藤参事)

補足です。市のほうでもコロナの関係で会議の開催方法について、いろいろな方法・手法を考えておまして、来月から、Webを使った会議などの体制も少しずつですけれども導入をしていきたくと考えております。只今、今後の会議の日程をお話させていただきましたけれども、また皆様方ともWeb会議等をご希望される方がもしいらっしゃいましたら、そういう会議の開催方法も今後検討していきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

・情報提供やまびこについて(都築委員)

県からの広報誌です。中にコロナの時どうしたかというところが載っているのでご参考になさってください。

4. 閉会

・閉会挨拶。(事務局：須藤参事)